

秋川体育館弓道場の使用方法について

<共通事項>

1. 個人および団体の使用者は、この使用方法に定められた事項を遵守することを条件に弓道場を使用することができます。
2. 個人の使用者は、あきる野市教育委員会発行の「弓道場使用証」を受けた者に限ります。
但し、「弓道場使用証」を所有していない個人の使用者は、「弓道場使用証」を所有している三段以上の者が同伴すれば使用できます。
また、団体で使用する場合は、「弓道場使用証」を所有している三段以上の者の管理下で使用できます。
3. 個人の使用者は、「体育施設使用者名簿」に必要事項を記入して下さい。
4. 弓道場は、許可された目的及び使用時間以外の使用を禁止します。
5. 弓道場の準備、片付け、清掃はすべて使用者が行って下さい。この時間は使用時間に含まれます。
なお、団体の大会等で、使用開始時間前に弓道場の準備作業が必要な場合、大会役員の方は使用開始時間の10分前から準備作業ができます。準備作業が必要な場合は、秋川体育館受付に申し出て下さい。
6. 弓道場での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止します。
7. 弓道場での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き原則禁止します。
8. 個人の使用者は、秋川体育館が管理する備品(的、的紙、のり等)を使用することができます。
9. 個人の使用者は、ご自分の弓具(弓、矢、鏃、弓道着等)を持参して下さい。
10. 弓道場には、他の団体が管理する備品(的、巻藁等)、弓具(初心者用弓、矢、鏃等)、ならびに個人所有の弓具(弓、矢、矢筒等)がありますので、むやみに手を触たり使用しないようにして下さい。
11. 弓道場へ持ち込んだ器具、弓具、および不要な物品を放置しないで下さい。(忘れ物は保証しません)
12. 弓道場の施設・設備・備品を改装・損傷する行為は、厳に慎んで下さい。
13. 弓道場の施設・設備・備品が破損・故障した時は、速やかに秋川体育館受付に連絡して下さい。

秋川体育館弓道場の使用に当たっては、この使用方法を遵守し、お互い協力して安全に十分注意して使用するようお願い致します。

<個別事項>

1. 弓道場の使用受付

- ①弓道場を使用する際は、秋川体育館受付で弓道場の使用手続きをして下さい。
- ②弓道場の個人使用は、「弓道場使用証」が必要となります。(初段以上のみ登録可能です)
秋川体育館受付で「弓道場使用証」の発行を申請して下さい。
- ③2回目以降は、「弓道場使用証」をお持ち下さい。
- ④団体で使用する場合は、弓道場を団体貸切で使用して下さい。

2. 弓道場の開錠・施錠について

- ①秋川体育館受付時に弓道場を誰も使用していない時は、受付で鍵を借り弓道場入口を開錠して下さい。
- ②鍵は決められた場所に置いて下さい。(弓道場の掲示板に置き場所があります)
- ③弓道場の使用を終えて帰る際には、次に使用する人がいない場合、シャッターの施錠、射場内・看的所・塚・矢道の消灯、コンセントの確認をしてから弓道場入口を施錠し、鍵を秋川体育館受付に返却して下さい。

3. 弓道場での服装について

- ①弓道場での服装は、原則弓道着・袴、または和服を着用して下さい。
- ②初心者の方は、ジャージ等の動きやすい服装も可・タンクトップやハーフパンツ等の露出が多い服装は避けて下さい。
- ③弓道場は、上履き、下履きを含めて、履物は脱いで下さい。
- ④弓道場は、裸足は厳禁します。必ず足袋、または靴下を着用して下さい。ストッキングの場合にも靴下を着用して下さい。
- ⑤怪我防止のため、腕時計、指輪、ブレスレット、ピアス等の 装飾品は外して下さい。

4. 練習を始める前の準備

- ①塚整備 ⇒水撒きをして下さい。(冬季水道凍結時は除外)
- ②的掛け ⇒個人の使用者は、秋川体育館が管理する的を使用して下さい。(他の団体の的は使用できません)
団体の使用者は、各団体が管理する的を使用して下さい。

5. 練習中／使用中の注意事項

- ①弓道場へ持ち込んだ器具・弓具、不要な物品を放置しないで下さい。(忘れ物は保証しません)。
- ②練習中は、安全確保に留意して下さい。特に矢取りの際には、必ず声を出し、赤色灯を点灯し(ブザーを鳴らす)、安全を確認し射場内と声を掛け合うようにして下さい。
- ③4番的の射手が行射中[打ち起し～離れの間]は、矢取り道を移動しないで下さい。
(看的所内に留まり射手の状況を確認して下さい)
- ④看的所のドアは、開けた時に矢が飛び込んでくる可能性がありますので、常時閉めて下さい。
- ⑤弓道場、矢道ともに、弓道場となりますので、全面禁煙です。
- ⑥弓道場では、水分補給を除き、飲食厳禁です。弓道場に持ち込む飲み物は蓋付を使用して下さい。

6. 練習後の注意事項

- ①的の片付け ⇒ 塚からの的／合串を外して、砂を落として下さい。
- ②的を使用した場合は、原則的貼りして下さい。
- ③的貼りをしない場合は、開いた穴を1つずつ指でつぶして下さい。(次の使用者の為に)
- ④塚整備[水撒き、塚上げ、掃き上げ] ⇒ 他の使用者が残る場合は使用者間で調整下さい。
塚に矢の穴等が残らないように整備して下さい。
- ⑤看的室の掃除⇒ 室内の砂をほうきで掃き出し、使用した雑巾、道具を元の通り片づけて下さい。
- ⑥弓道場掃除 ⇒ 弓道場をモップがけ(掃き掃除も含む)を行い、ごみを集めて下さい。
- ⑦矢道にごみを掃き出さないで下さい。練習前よりもきれいに帰る気持ちをお願いします。
- ⑧ごみは、必ず各自お持ち帰り下さい。
- ⑨鏡、イス等を使用した場合は、配置図のとおり元の場所に戻して下さい。

7. その他の注意事項

- ①巻き藁 ⇒ 間隔が狭いので人の侵入防止バーを設けるとともに、巻き藁の前後左右の近い所に人が近付いていないことを確認するようにして下さい。
- ②矢取りの際には、矢取り道を通るようにして下さい。
- ③その他、管理上または運営上、不適切な行為はしないで下さい。

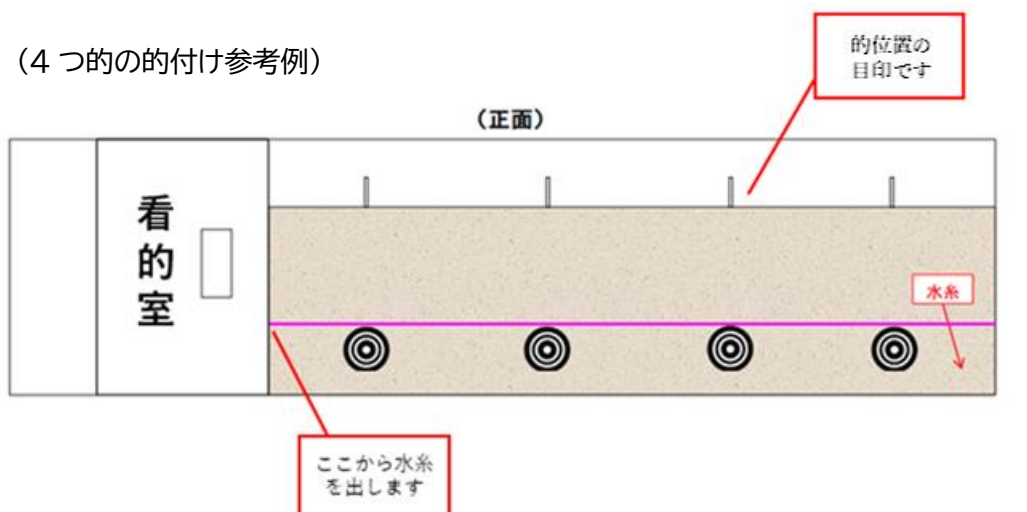
8. 補足 的貼りの基準

的を付ける時

- ①的のつけ方⇒ 水系を引き出し貼ってから、塚の上の印に合わせて的を取り付けて下さい。
- ②的は使用する数のみ取りつけて下さい。

的を片づける時

- ①的は、使用後の的貼りして下さい。
- ②矢の当たった穴が多数の場合 ⇒ 的紙を穴の開いた的紙に重ねて貼る(看的室にサンプルあります)
- ③的紙の重ね貼りが、5枚以上の場合 ⇒ 的紙(下紙も)をきれいに外し、下紙1枚貼って下さい。
的紙を同時には貼れませんので下紙が乾いてからの的紙を貼って下さい。



令和4年7月制定

あきる野市秋川体育館(弓道場)